

3 月 24 日 （ 第 5 号 ）

令和8年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和8年3月24日（第5号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	4
（常任委員会、特別委員会報告・質疑・討論・採決）……………		4
第3号議案	豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件	
第4号議案	豊能町環境基金条例制定の件	
第5号議案	豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件	
第6号議案	豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例制定の件	
第7号議案	豊能町職員旅費条例改正の件	
第8号議案	町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条 例改正の件	
第9号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件	
第10号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	
第11号議案	豊能町都市公園条例改正の件	
第12号議案	豊能町都市計画審議会条例改正の件	
第13号議案	豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用 に関する条例改正の件	
第14号議案	豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基 準を定める条例改正の件	
第15号議案	豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることに ついて	
第16号議案	令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回） の件	
第17号議案	令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2回）の件	
第18号議案	令和8年度豊能町一般会計予算の件	

第19号議案	令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件	
第20号議案	令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件	
第21号議案	令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件	
第22号議案	令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件	
第23号議案	令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件	
第24号議案	豊能町介護保険条例改正の件	

(議案提案説明・質疑・討論・採決)

第25号議案	豊能町立学校給食共同調理場設置条例制定の件……	20
第1号議会議案	特別委員会設置の件……	22
第2号議会議案	令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議……	24
町長	あいさつ……	26
散会	の宣告……	26

令和8年豊能町議会3月定例会議会議録（第5号）

年 月 日 令和8年3月24日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	西 美江	2 番	内田 香織
3 番	林 和利	4 番	高野 光一
5 番	池田 忠史	6 番	才脇 明美
7 番	中川 敦司	8 番	寺脇 直子
9 番	管野英美子	10番	永並 啓
11番	小寺 正人	12番	秋元美智子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	岡 篤史		

議事日程

令和8年3月24日（火）午後 1時開議

- 日程第 1
- 第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件
 - 第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件
 - 第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件
 - 第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
 - 第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件
 - 第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件
 - 第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
 - 第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
 - 第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件
 - 第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件
 - 第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件
 - 第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件
 - 第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
 - 第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件
 - 第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件
 - 第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件
 - 第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
 - 第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
 - 第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
 - 第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予

算の件

第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件

第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

日程第 2 第25号議案 豊能町立学校給食共同調理場設置条例制定の件

日程第 3 第1号議会議案 特別委員会設置の件

追加日程第 1 第2号議会議案 令和8年度豊能町一般会計予算に係る
付帯決議

開議 午後1時00分

○議長（永並 啓君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第3号議案から第24号議案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、池田忠史委員長。

○総務建設常任委員会委員長（池田忠史君）

それでは、御指名をいただきましたので、総務建設委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和8年3月9日午前9時30分より開会し、午前11時56分に閉会いたしました。

委員会の出席者は、西副委員長、高野委員、才脇委員、中川委員、秋元委員、そして私、委員長の池田の計6名であります。委員外出席として永並議長が出席いたしました。

当委員会に付託されました議案は8議案であります。

審査の内容を報告いたします。

まず、第4号議案、豊能町環境基金条例制定の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、資源紙類及び廃食油等の売却益により、環境に関する意識の向上施策を推進することのことだが、今後住民の協力を得て事業を進めるためにどのような啓発を行っていくのかとの質疑に対し、現在もごみカレンダーに「1キロ当たり30円の収入につながります」と掲載し

ていますが、今後も町の収入になることや環境にも優しいなど、引き続き住民に広くPRしていければと考えていますとの答弁でした。

基金に積み立てられたお金をどのようなタイミングで使うのかとの質疑に対し、まとめて使うか、単年度で使うか、具体的な使い道はまだ決まっていないとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、全員挙手で可決されました。

次に、第7号議案、豊能町職員旅費条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、宿泊費は国に合わせ都道府県単位で上限を設けるとのことだが、現行の宿泊費で実際の金額と差があり困ったことがあるのかとの質疑に対し、近年、宿泊費が高騰しており、特に東京での宿泊の際、出張先の会場から遠く離れないと現在の宿泊費の範囲内では宿が取れないことがあります。今後はある程度近距離で宿が取れるようになるのではないかと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第8号議案、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

特段の質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第9号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、活動中の事故に対する補償基礎額に階級による差があるのはなぜかとの質疑に対し、活動中の事故については階級は関係ないと思われませんが、国の政令に準じて、勤続年数、階級で区別

していますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第11号議案、豊能町都市公園条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、公園の占用料について、道路占用条例を準用するとなっているが、公園と道路では施設の性格が異なると思う。なぜ準用するのか。また、これまでに申請者とトラブルがあったのかとの質疑に対し、道路と緑地や公園は近接しており、同じような条件下で占用料が変わると混乱が生じるおそれがあるためです。なお、これまでトラブルはありませんが、申請する業者により分かりやすくするためですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第12号議案、豊能町都市計画審議会条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、今回の条例改正の具体的な理由はとの質疑に対し、これまで都市計画審議会委員については、規則により関係行政機関の委員も任命していましたが、条例と規則にそごがあるため改正するものですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第15号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、人材育成のことが書かれているが、過疎債を使って何を期待しているのかとの質疑に対し、地域活性化起業人制度など、過疎指定を受けることによって活用できる国の交付金を利用し

たいということで記載していますとの答弁でした。

再生可能エネルギー設備の導入については、具体的にどういふことを想定しているのかとの質疑に対し、公共施設再編整備の中で、太陽光発電が導入できればと考えていますとの答弁でした。

あくまでこの計画に書かれていることは、具体的な計画があるわけではなく、この計画に記載がないと過疎債の対象にならないため、今後計画するであろう事業などを網羅しているという理解でよいかとの質疑に対し、この計画に入っていないと国の補助金や過疎債の借入れの対象にならないため、幅広く認めていただけるように事業計画を作成していますとの答弁でした。

戸知山の活用、道の駅、議会が提言した堆肥化事業は、この計画案で対応できるのかとの質疑に対し、第2章、移住・定住地域間交流の促進、第3章、産業の振興、第6章、生活環境の整備のところで読み取れるかと思っておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第16号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件、関係の部分のみでございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、住民情報化推進事業が大きく減額されている理由はとの質疑に対し、自治体情報システムの標準化に対応する業務ですが、当初、令和7年度末を予定していました移行期間は、ベンダー側のリソース不足が原因で困難となり、令和8年度で実施するため、変更契約等による不用額を減額するものですとの答弁でした。

シルバー人材センター支援事業における貸付金は近年不用になっているが、安定的

な経営となっているということかとの質疑に対し、シルバー人材センターの経営状況は、令和6年度の実績で黒字が出るなど安定しており、この貸付金はこの2年間利用されていません。今後も引き続き、経営状況が安定しているようであれば、いずれこの予算の廃止も考えていますとの答弁でした。

公園緑地・街路樹等管理事業の工事費の減額に合わせ、起債についても減額されているが、その理由は。また、今後も引き続き工事を計画していくのかとの質疑に対し、ときわ台における緑地擁壁の改修工事になりますが、工事費が高額なため起債を申請していましたが、認められなかったため、今年度は取りやめるものです。今後も引き続き事業を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が、総務建設常任委員会に付託されました8議案の審査の結果でございます。

これで委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

次に、福祉教育常任委員会、寺脇直子委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（寺脇直子君）

それでは、御指名をいただきましたので、福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉教育常任委員会は、令和8年3月10日午前9時30分より開会し、午後1時43分に閉会いたしました。

委員会の出席者は、内田副委員長、林委員、管野委員、永並委員、小寺委員、私、委員長の寺脇の計6名であります。委員外出席として、中川副議長が出席いたしました。

当委員会に付託されました議案は10議案であります。審査の内容を報告いたします。

まず、第3号議案、豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、町が犯罪被害者を認識することについて、どのような流れになっているのかとの質疑に対し、豊能町で起きた犯罪については、豊能警察の管轄になりますが、大阪府外の犯罪については、各都道府県の警察から大阪府警に連絡が入り、大阪府警から豊能警察に連絡が入り、町が認識する流れになっていますとの答弁でした。

犯罪被害者への見舞金の案内はどのように案内するのかとの質疑に対し、各警察署管内の支援員が犯罪被害に遭われた方に、国の給付制度や今回の町の制度を案内することになりますとの答弁でした。

今回の条例は見舞金を支給するということだが、犯罪被害者の引っ越し費用などの経済的支援はないのか。また、見舞金の支給については、申請から速やかに行われるのかとの質疑に対し、他の自治体を見ても見舞金のみの支給としており、今回は見舞金のみの支給にしていますが、引っ越し費用などの生活に必要な部分は、今後は必要性を見て検討していきたいと思えます。見舞金の支給については、警察に被害届状況を確認してから速やかに行いたいと思えますとの答弁でした。

今回の見舞金については、今後、当初予算として計上していくのかとの質疑に対し、今回、死亡・重傷病を想定し30万円、10万円と1名ずつ計上していますが、実績に応じて予算は検討していきます。豊能町民がどこで犯罪に遭うか分からないので、今回の条例を制定していくことが必要だと感じていますとの答弁でした。

犯罪の種類は多岐にわたるが、見舞金の支給対象となる犯罪区分はどうなるのか。また、いじめの被害者など犯罪に当たるのかの判断が難しい場合はどうなるのかとの質疑に対し、支給の対象としては遺族に対する死亡見舞金、犯罪被害者本人に対する重傷病の見舞金を想定しています。支給対象となる犯罪としては、殺人、強盗致傷、放火、傷害などになります。軽微な犯罪については対象になりませんが、重大事案に起因するものについては、警察と相談しながら進めていきます。また、いじめなど、すぐに犯罪と判断が難しい場合などは、第2条1項に記載の「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」というふうに犯罪等と定義しています。想定されるものは、SNSの誹謗中傷などによる自殺などがありますが、状況を確認し、適切に対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

犯罪被害者の支援を行わないことができる場合の、「犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき」とはどのような場合なのかとの質疑に対し、交通事故の危険運転致死傷害など、法的な補償を受けることができない場合などを想定していますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第5号議案、豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、スクールバス利用対象の新光風台在住の1、2年生以外に、障害のある児童やけがで歩けない児童などは利用することはできないのかとの質疑に対し、今回は新光風台在住の1、2年生を対象としており、障害のある児童やけがで歩けない児童などを利用対象とする場合、町全体を考慮して検討しなければなら

ないので、今回の条例では対象としていませんとの答弁でした。

新光風台在住としているが、現在の光風台小学校の通学区域である吉川の保の谷地区は対象としないのかとの質疑に対し、吉川の保の谷地区も光風台小学校区なので、現在は対象となる児童はいませんが、今後検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

バスの運行について、「全部又は一部を委託することができる」とあるが、町として民間業者に委託していく方向なのかとの質疑に対し、令和8年4月運行開始時は町が直営で行います。現状、委託する予定はありませんが、今後民間に委託する可能性もありますので、この規定を設けていますとの答弁でした。

バス停までの送迎は保護者等の付添いが必要なのか、また、夏季のみの利用など一時的な利用は可能なのかとの質疑に対し、バス停までの保護者の付添いについては保護者の判断になります。年度の途中利用については可能です。その場合の申請については、前もって一定期間設けたいと考えていますとの答弁でした。

スクールバスの乗降場所の安全対策、運行時の見守り体制や事故発生時の対応はどのように考えているのかとの質疑に対し、乗降場所については阪急バス、大阪府警、陸運局と協議し、阪急バスの停留所の使用を予定しています。スクールバスの運行については、ドライバー1名、添乗員1名を予定しています。添乗員はスマートフォンで出席状況を確認することや、有事の際は学校、警察、救急に連絡するような体制を取り、リスク管理を行いますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第6号議案、豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、豊能町民が優先的に利用できるようにしているのかとの質疑に対し、インターネットシステムでの予約時に町内・町外の予約のタイミングに差異をつけ、優先枠を確保していきたいと思っておりますとの答弁でした。

現在、定員6名としているが、今後利用希望者が増えた場合の対応策はとの質疑に対し、保育士と施設の確保の両方を加味しながら検討していきますとの答弁でした。

今回、ふたば園で実施するということが、すきっぷの利用も可能なのかとの質疑に対し、こども誰でも通園制度をふたば園で実施するに当たり、すきっぷについても月10時間までは300円に改正し、ふたば園と同額にしています。2つの施設を利用することは可能であり、すきっぷの一時預かりに関しては、月10時間を超えると、これまでどおり1時間当たり800円になりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第10号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、国民健康保険に関して、こども家庭庁の試算のとおり、一月当たり250円となるのか。また、国の試算のとおり、令和9年、令和10年と上がっていくことになるのかとの質疑に対し、令和8年度については、月割額が一月当たり250円と出ておりますが、所得によって変わってくる部分もあるので、全員が該当するとは限りません。この制度については、3年間かけて保険料を徴収していき、令和8

年、令和9年、令和10年と段階的に上がっていきます。令和11年度以降については、給付の状況によって金額が決まってくると思っておりますとの答弁でした。

今回の保険料については、子どもの全体的な支援に使われることになるのかとの質疑に対し、今回新設されたものについては、子ども・子育て支援法に基づいており、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度に充てられると思っておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第13号議案、豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、物価高騰が続いている状況で使用料を変更しないのかとの質疑に対し、今回改正するに当たり、近隣市町の状況を調べましたが、本町が低いということもないため、今回は現状のまま据え置くことにしましたとの答弁でした。

今回の改正では、ピアノ、プールの利用実態がないということで削除するということが、将来的にニーズが出てきた場合はどうするのかとの質疑に対し、昭和50年の条例施行時は文教施設、スポーツ施設がなかったということで制定されたと想定しています。今後、ニーズが多く出てくるような事態になれば検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第14号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

特段の質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第15号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、子育て支援センターの利用者数について、令和6年度3,954人、令和12年度の目標値を4,500人としているが、子どもの人数が減少している中でどのように試算したのかとの質疑に対し、この数値については箕面森町の方の利用も含んでいます。子どもの人数は減少していますが、今後、様々なイベントを開催していき、集客を増やしていく目的で試算しましたとの答弁でした。

高齢者や障害のある方の移動支援、通院・買物支援、施設への送迎なども含まれるのかとの質疑に対し、通院・買物などの移動支援も含めて検討していくことで進めていますとの答弁でした。

図書館とシーツの利用状況の基準値と目標値を比較すると、目標値が下がっているが、増加見込みの数値は記載しないのか。また、箕面森町の住民を含めての数値なのかとの質疑に対し、試算については、令和6年度から令和12年度まで人口10%減少の見込みを参考に、人口減少を5%にとどめるように試算しています。また、箕面森町の利用者も含んでいますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第16号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、おでかけくんの3台目を購入する理由は。また、購入による運転手の確保はできるのかとの質疑に対し、3台目の購入については、現状予約が取れない状況や、東地区と西地区の配車

の調整が難しい状況があるのを改善するため購入するものです。運転手の確保については、4月から数名採用されたことから充足していますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第17号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件でございますが、提案理由は省略いたします。

特段の質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

最後に、第24号議案、豊能町介護保険条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、今回の措置による影響額はどの質疑に対し、影響額については、令和7年度の所得が確定していないため正確な数字は出ていません。ただ、国のほうより、今回の条例改正を行わなければ保険料収入の1%程度が減額になると聞いているため、本町については650万円程度と試算していますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が、福祉教育常任委員会に付託されました10議案の審査の結果でございます。

これで委員会の報告を終わります。

○議長（永並 啓君）

次に、予算特別委員会、池田忠史委員長。

○予算特別委員会委員長（池田忠史君）

それでは、御指名をいただきましたので、令和8年豊能町議会3月定例会議予算特別委員会の内容について、報告させていただきます。

3月6日の本会議におきまして、予算特別委員会が設置され、私、池田が委員長に、そして寺脇議員が副委員長に選任されました。

委員には内田議員、林議員、才協議員、秋元議員、そして議長、副議長にはオブザーバーとして参加をいただき、3月11日、12日の日程で全員出席の下、11日午前9時30分に開会しました。

付託され審査をしました案件は、第18号議案から第23号議案まででございます。第18号議案から順に、主な質疑内容と議決結果について報告させていただきます。なお、議案説明については省略させていただきます。

まず、第18号議案、令和8年度豊能町一般会計予算の件についてを議題とし、予算説明資料のページ番号順、所属順で進め、主な歳入についても併せて説明と審査を行い、最後に討論、採決といたしました。

それでは、質疑応答の主なものを報告いたします。

学校跡地の利活用を検討するためのサウンディング調査は、3校一括で業者委託とすることだが、学校ごとに委託するほうがそれぞれ特色のある提案がされるのではないかとの質疑に対し、委託業者選定の際にはしっかりと実績等を確認の上、選定します。また、調査につきましては、跡地利活用に対する町の意向を伝え、それぞれの学校の提案をしていただきますとの答弁でした。

町制施行50周年記念事業ではどのような内容を実施するのかとの質疑に対し、令和9年度に迎える50周年に向けて町制要覧とPR動画の作成のほか、50周年に向けての機運醸成を図るため、記念のロゴマークの作成を考えていますとの答弁でした。

ロゴマーク作成による効果はあるのか、どのようにPRしていくのかとの質疑に対し、ロゴマーク作成については広く公募し、住民には選定にも参加していただく予定です。また、ロゴマークは広報紙、ホームペ

ージ、ポスターなどに使用します。また、令和8年度には町内の活動団体にも参加していただき、イベントを実施する予定ですとの答弁でした。

とよのんを使ったPR活動は回数が少なくなっていると思うが、年に何回ぐらい実施しているのかとの質疑に対し、総合政策課が直接参加しているのは年3、4回ですが、貸出し回数は令和6年で23回です。イベントなども少なくなっていますが、今後はSNSなども積極的に活用し、PRしていきますとの答弁でした。

空き家バンクの運営について、今後町はどう考えているのかとの質疑に対し、これまで住まいの相談窓口に運営していただきましたが、団体が解散されましたので、当面町で運営していきます。なお、現在、宅地建物取引業協会や不動産業協会との連携を協議中ですとの答弁でした。

地域活性化起業人制度では、どのような企業の方の活用を考えているのかとの質疑に対し、起業人には食などをメインにした企業から来ていただき、ふるさと寄附の返礼品や特産品の新規開発、また、それを使った観光などに携わっていただく予定ですとの答弁でした。

地域公共交通維持確保事業の予算が減額されているが、予算の内訳はどの質疑に対し、阪急バスの減便によるものが大きな割合を占めています。内訳としては、阪急バス豊能西線に対する補助金が3,500万円から1,600万円、デマンドタクシーに対する補助金が1,150万円、東地区で阪急バスの廃線によって影響を受けた地域に対する定時定路線の実施運行に対する補助金が800万円、阪急バス、デマンドタクシーのお試し乗車券を配布する利用促進に対する補助金が50万円となっていますとの答弁でした。

利用促進施策のお試し乗車券の内容と配

布方法はとの質疑に対し、お試し乗車券は阪急バス、デマンドタクシーいずれも1世帯当たり250円分を2枚ずつ配布する予定です。利用期間は、9月から12月を予定しています。また、配布は広報とよのに同配いたしますとの答弁でした。

町が直接運転手を募集しないのかとの質疑に対し、町ではハローワークが主催するセミナーなどに参加し、連携して取組を進めていますとの答弁でした。

この補助金を交付しても町内の営業所で働くかどうか分からない。近隣市町との連携については、どのように考えているのかとの質疑に対し、この事業は阪急バスと京都タクシーに適用しています。京都タクシーはときわ台営業所に従事していただく方で1、2名確保していただいておりますが、阪急バスは町内の路線では確保が難しいと思っています。阪急バスから近隣市町には、本町の補助金について話をしていただいております。今後、近隣市町に広がってほしいと考えていますとの答弁でした。

能勢電が行う安全確保のための設備更新に国と連携して補助を行うとのことだが、設備更新の内容と豊能町の負担割合はとの質疑に対し、能勢電鉄が令和7年に地域鉄道になったことにより、令和8年度から12年度まで国の支援が受けられるようになりました。この事業は、国の補助と協調する形で町も補助するものですが、総事業費に対して国が3分の1、能勢電が3分の1、残りの3分の1を関係する府県と市町で負担することになります。令和8年度は山下駅の設備更新に関わる分ですとの答弁でした。

ふるさと寄附については近年赤字になっており、これまでと同じことをしていても状況は変わらないと思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、令和7年度

においては、返礼品を増やす取組を行っています。今後も農業体験など、体験型の返礼品なども増やし、寄附が増えるような取組を進めていきますとの答弁でした。

勤怠管理システムの導入によってどれくらいの費用対効果が見込めるのかとの質疑に対し、システムの導入により、これまでのタイムカードからICカードになるため、紙による報告がなくなり、直接給与システムにデータを取り込むことができますので、計算やタイムカード作成等の時間が削減されるかと考えていますとの答弁でした。

災害情報等配信事業では、聴覚障害のある方が11名ということだが、今後利用をどのように増やすのか。また、利用が増えると費用は増えるのかとの質疑に対し、聴覚障害のある方93名に対し、無料で利用できますと案内を送付しています。防災情報に限らず魅力的な内容を増やしていき、利用者を増やせればと考えています。また、費用は端末台数300台まで、モバイル回線25回線までは同一費用ですとの答弁でした。

公債費償還事業では、小中一貫校関係の起債ということで増額になっているが、今後、将来世代の過度な負担にならないよう町債の発行と償還のバランスについてどのように考えているのかとの質疑に対し、中長期的な財政推計を見ながら、その中でどの程度の負担が可能なのかということ把握していくことが大事だと考えています。今後も可能な限り有用な起債を選択してバランスを取っていくことが肝要であると考えていますとの答弁でした。

成年後見事務事業では、具体的にどのようなことをされようとしているのか。また、どのような効果があるのかとの質疑に対し、成年後見制度に関する講演会の費用、成年後見の申立て鑑定費用、実際に成年後見をしていただいている弁護士に支払う後見人

報酬などが主なものです。効果については、数字等で表しにくいですが、家族や関係事業者への制度の普及・啓発に取り組んでいきますとの答弁でした。

障害者自立支援事業(補助事業)は、予算が増額しているが、利用者数の増加によるものかとの質疑に対し、障害者宅にヘルパーが訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護をする居宅介護サービス利用者、重度精神障害者や重度肢体不自由者のサービス利用者数、利用時間が増加傾向にあるため、増額としていますとの答弁でした。

今後も居宅介護者が増加する見込みとのことだが、施設利用者も増加する見込みなのかとの質疑に対し、町内の施設だけでなく、他市町の施設利用者、グループホーム入所者数も今後一層増加する見込みですとの答弁でした。

障害児通所支援事業等の予算が増額になっている要因はとの質疑に対し、放課後デイサービスに通所される児童数が大幅に増加すると見込んでいます。また、発達障害児、難聴児等の人数も増加を見込んでいるためですとの答弁でした。

令和7年度の新規事業で自殺対策事業があったが、令和8年度にはない。令和7年度の新規事業で令和8年度に実施しない事業はあるのかとの質疑に対し、自殺対策事業ですが、令和7年度は研修を実施し、民生委員をはじめ事業者の方等多数出席いただき、一定の成果があったと考えています。令和8年度予算には計上していませんが、今後も啓発に努めていきます。令和7年度新規事業で令和8年度に予算計上していない事業は、この事業以外はありませんとの答弁でした。

通学路等交通安全整備事業は前年度より増額しているが、4月からとよの西学園が開校されることにより、通学路の新たな安

全対策の整備が必要なのかとの質疑に対し、通学路交通安全プログラムにより、歩道整備の要望がありました。内容は、阪急オアシスとふれあい広場の間の歩道約80メートルについて、横断防止柵の設置及び舗装の全面打換えを予定していますとの答弁でした。

町営住宅は定期的な修繕費用がかかっており、耐用年数も近づいていると思うが、今後も継続していくのかとの質疑に対し、現在使用している風呂釜については数十年経過しており、メーカーの部品保管の7年を過ぎていることから、修理対応もできないため、壊れる前に取り替えるものです。野間口住宅の竣工は昭和51年であり、まだ耐用年数70年の期間内になりますとの答弁でした。

町営住宅15部屋のうち入居者が2名であり、今後の建物の維持費を考慮すると、この2件の方には町が空き家を借り上げ、そこに移っていただいたほうが経費を削減できるのではないのかとの質疑に対し、野間口住宅については、外壁の塗替え、耐震補強工事を実施しています。同レベルの工事をこの時代にすると幾らかかるか試算はしていませんが、まだ耐用年数の期間内であるため、空き家を借り上げて町営住宅で活用していくことは考えていませんとの答弁でした。

希望ヶ丘中央公園多目的トイレ設置について、どのようなものを設置するのかとの質疑に対し、現状は男性・女性用トイレは仕切りのみになっており、使いにくいとの要望があることから、男女別々に使用できるトイレの設置を予定していますとの答弁でした。

清掃業務についてはどのような頻度を予定しているのか。また、清掃が入らない曜日については自治会が行うことになるのか

との質疑に対し、2週間に1回の清掃と施設点検を予定しています。その他の維持管理については、自治会と協議をさせていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

今回、新たに予算に上がっている産官学民連携による地域協働型インフラ維持管理体制導入可能性調査事業は、全額特定財源2,000万円が入るが、どのように進めていくのかとの質疑に対し、これまで大阪大学や武庫川女子大学と連携し、公園の利活用について研究してきました。この研究の延長として、地域、企業、学校関係も加わっていただき、設備等も含めての仕組みづくりの調査・研究費用になります。また、公園だけでなく、橋を少額で点検する仕組みや、道路の補修についての連絡体制を地域住民と連携していくような仕組みをつくり、人材が不足している町の負担を軽減できるようつなげていきたいと考えていますとの答弁でした。

今回の事業は単年度になるのか。また、調査結果などの成果の報告は行われるのかとの質疑に対し、今回の事業は単年度事業になります。令和8年度に関しては、調査に費やすことになるとは思いますが、仕組みづくりの提案まで進めたいと考えていますとの答弁でした。

牧地区と高山地区のは場整備について、牧地区は減額、高山地区は増額になっている理由はとの質疑に対し、牧地区については、令和7年度までに整地工は終了予定であり、令和8年度に舗装工事、補完工事をするための予算です。高山地区については、全体計画面積8.8ヘクタールのうち、令和7年度末で4.1ヘクタールの終了見込みであり、令和8年度は残りの面積のうち1.8ヘクタールを行うための予算ですとの答弁でした。

ottaの事業開始から約2年経過しますが、端末の配布対象を高齢者、次は子ども

へと広げているが、配付が進んでいない状況で継続して予算を認めることが必要なのか。見守り事業であるottaの配付は子どもだけでなく、高齢者にも普及させるとなっていたが、ほとんど配られていない。今はどういう状況なのかとの質疑に対し、ottaについては、これまで250台のうち120台を配付しています。小学校1年生から3年生の普及率が20%から30%で、それより上の学年、また幼稚園児も持っていない状態です。今後は子どもへの普及を進めながら、認知症の方への配付を進めていき、他の自治体も参考にしながら、引き続き事業を継続していきたいと考えていますとの答弁でした。

学校教育充実事業の小事業七つのうち、6事業は前年度より減額となっている。学校の統合によるものが影響していると思うが、豊能町の学力が低下している中で予算措置として対策は取らないのかとの質疑に対し、減額の理由としては、学校再編に伴う教職員研修の見直しによるものです。教職員の研修については、豊能地区の研修の活用や、教職員が担当教科以外の授業を見学する研修などを行うなど、予算には出ていない取組をしています。また、とよのチャレンジを見直しタブレットドリルを導入することで、学力の向上を図っていききたいと考えていますとの答弁でした。

ふたば園の派遣保育士を令和7年度の2名より1名減らすということだが、こども誰でも通園制度が始まる中、適切な人員配置はできるのかとの質疑に対し、週3、4日で勤務している会計年度任用職員の勤務日数を増やすことで適正な配置ができるよう進めていきますとの答弁でした。

会計年度任用職員の勤務日数を増やすということだが、収入の増加により年収の壁に当たるようなことはないのかとの質疑に

対し、職員によっては勤務日数を抑えています。勤務可能な範囲で調整していきます。現在、4月1日時点は既存の人員で対応可能ですが、児童の増加等により1年間継続して充足させることが難しいため、追加の人員配置を検討していきますとの答弁でした。

青少年指導員や連合こども会育成会の活動が低調している中、予算を増額している要因はとの質疑に対し、増額については、プール利用補助の関係の予算になります。青少年指導員については、現在35名いますが、現状に見合っていない部分もあることから、今後は人数を減らしていく方向になりますとの答弁でした。

国道173号の一の鳥居駅付近にあるユーベルホールの案内標識は、新たな舎羅林山交差点が設置され、誤った誘導になるおそれがあるため撤去するということだが、豊能町をPRするためにも、看板の付け替えや既存の看板に案内シールを貼るなどして存続はできないのかとの質疑に対し、撤去を検討する中で案内シールを貼ることも検討しましたが、看板に貼るスペースや記載方法が難しいため断念しました。看板自体の付け替えについては、宝塚土木事務所に確認したところ、既存の看板のような吊り下げ式は今後なくしていく方向であり、認められないということです。また、現在の支柱では細いため、新たに支柱から取替えになると大がかりになることから、撤去のみの判断としましたとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案、令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

子ども・子育て支援金制度が創設されるということだが、対象人数はとの質疑に対し、現在の国民健康保険の加入者が対象になるため、令和8年2月末では3,617人となりますとの答弁でした。

高額療養費給付事業の給付数は、医療費の高騰や高齢化の進行に伴い増加傾向にあると思うが、直近の給付件数、給付額の推移は。また、特定財源約2億円は今後増加していくのかとの質疑に対し、被保険者数は減少傾向にあります。高額療養費の給付数は増加傾向にあります。要因については、1人当たりの医療費が高額になるケースが多いこととなります。直近の令和6年度の実績では4,596件となります。特定財源については増加していくと見込んでおり、令和8年度の予算は4.5%の増で積算していきますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案、令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件についてでございますが、特段の質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案、令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

後期高齢者医療広域連合への納付金が昨年度より増加しているが、理由はとの質疑に対し、増加要因については、2年に一度の保険料の見直しにより約1億円、新たに創設された子ども・子育て支援納付金により1,600万円がそれぞれ増額になりますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案、令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

介護保険料賦課徴収事務事業の増額については、滞納者が増えているということなのかとの質疑に対し、滞納者が増えているということではなく、滞納者の預金調査、銀行に調査をかける手数料、郵便代の値上げ分を増額するものですとの答弁でした。

新たに地域包括支援センターの運営業務を委託するということが、実施場所、運営人数はとの質疑に対し、実施場所については、現在の生き生きデイサービスセンターの場所を事務所として利用し、職員は5名で運営していただくことになりそうですとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案、令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

有毒ガス検知器を令和8年度から令和12年度までリースする債務負担を組んでいるが、どのように使用するのかとの質疑に対し、全国でマンホールに入って清掃、改修工事などの作業をする際、有毒ガスが発生してけがや亡くなる方が多数発生したことから、国からマンホールでの作業には有毒ガスの濃度を調べるようにとの通知があり、令和8年度より予算計上するものですとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

これで予算特別委員会に付託されました第18号議案から第23号議案までの審査を全て終わり、3月12日午後4時58分に委員会

を閉会いたしました。

以上で、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（永並 啓君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第3号議案から第17号議案まで及び第24号議案の16件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

次に、第18号議案から第23号議案までの6件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

続きまして、第3号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第11号議案 豊能町都市公園条例改正

の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算(第12回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決すること

に賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案に対する討論を行います。

す。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件」に対する委員長の報告

は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

「第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第25号議案 豊能町立学校給食共同調理場設置条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長(仙波英太郎君)

こんにちは。

第25号議案、豊能町立学校給食共同調理場設置条例制定の件について御説明をさせていただきます。

追加議案書の3ページを御覧ください。議案概要についても併せて御覧ください。

提案の理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、町内の義務教育学校及び幼稚

園の給食調理等の業務を一括して行う施設として豊能町立学校給食共同調理場を設置するため、本条例を制定するものでございます。

なお、今回整備する給食施設は、とよの西学園の一部として旧吉川中学校校舎の一部を取り壊し、新たに既存校舎に増築して整備しておりますので、義務教育学校の設置条例の中で適用可能かと認識しておりましたが、3月に入り、工事の完了検査の手続を進める中で、一つの建築物であっても用途、目的が異なることから、条例設置の必要があることが判明したため、今回御審議をお願いするものでございます。

それでは、条例の概要について御説明を申し上げます。

議案書の4ページを御覧ください。

第1条といたしまして、設置する豊能町立学校給食共同調理場の名称及び位置を定めるものでございます。

第2条といたしまして、給食調理場の管理・運営の主体として、豊能町教育委員会が当該共同調理場を管理・運営する旨規定するものです。

第3条といたしまして、調理場に必要な職員を置くことを規定するものです。

第4条といたしまして、給食共同調理場の事業内容を規定するものです。

第5条は、条例の施行に際し、必要な事項につきましては教育委員会が別に定める旨規定するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(永並 啓君)

これより本件に対する質疑を行います。

菅野英美子議員。

○9番（管野英美子君）

9番・管野英美子でございます。

とよの西学園の給食調理場から、とよの東学園、ひかり幼稚園に運ぶので、条例制定が必要なのでしょうか。

以前、光風台小学校で作っている給食を、吉川中学校が光風台小学校に来たので、校舎内のひかり幼稚園のランチルームがなく、すぐ近くのひかり幼稚園に車で運ぶことになったこととどう違うのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今回、西地区に整備するとよの西学園から敷地の違う他校、とよの東学園であるとか、ひかり幼稚園に給食を配送するため、給食の調理場部分というのが工場の用途に該当することになり、建築基準法上、第一種住居地域である当該地では建築不可であるため、建築基準法第48条の規定に基づく特例許可をお願いするものでございます。

それに伴いまして、先ほど説明をいたしましたとおり、3月に入り、工事完了検査の進められる中で、一つの建物ではあるんですけども、その用途が異なること、目的が異なることから、今回条例設置の必要があるということが判明したため、今回御審議をお願いするものでございます。

ちなみに、光風台小学校に吉川中学校の生徒が来たとき、及びひかり幼稚園の給食を運ぶというところにつきましては、同じ光風台小学校内の敷地に配送するというところが今回、敷地の外に配送するという点が違う点でございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

秋元です。

今のお話ですと、学校の敷地内でしたらば、給食というのは幼稚園なり中学校に運べるけども、今回違っていたという形で工場扱いになるということなんですけども、なった場合に、その規模ですとか設備内容ですとか、そういったところは従来造り上げた形でクリアできるのでしょうか。その辺りも何かチェックが入る可能性はあるんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

調理場内の設備につきましては、現在ほぼ完成している状態ですが、それについて変更になるということはありません。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

ということは、今回条例のところをきちんとするというだけで、それによって中の設備投資ということはないという理解でよろしいですか。確認ですが、お願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今回の条例制定に伴いまして、新たな費用が発生するであるとか、新たな設備の整備が必要になるということはありません。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

中川敦司議員。

○8番（中川敦司君）

中川です。

このたびのこの条例については、内容的には理解をさせていただきました。

要は、西学園で作られた給食が、西学園の敷地を越えて幼稚園とか、こちらの東側の東学園のほうに運ばれるということで、この条例が必要なんだということで理解をさせてもらいましたけども、近い将来の話でありますけども、このとよの東学園につきましては、いずれは予定ではありますけども、自校式の給食になるというふうなことで運ぶ必要がなくなってくるのと、あと、幼稚園に関しましても、このひかり幼稚園は、これも近い将来、民営によります認定こども園ができる予定でございますので、そういうふうな時期になりましたら、当然ながらこの共同調理場という立場ではなくなるので、そのときはこの条例は廃止されるというふうに考えておいたらよろしいでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

議員がおっしゃられるとおり、ひかり幼稚園であるとか、とよの東学園であるとか、とよの西学園以外の学校に給食を運ぶ必要がなくなった場合は、この条例を廃止することになるというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

内田香織議員。

○2番（内田香織君）

内田です。

豊能町が管理・運営するということですが、調理場で働く調理員さんたちは、今委託されていると思うんですけども、どうなるのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在も、給食調理につきましては委託をしているところではございますが、これにつきましては、とよの西学園になっても引き続き給食の調理は委託する方向で考えております。

○議長（永並 啓君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第25号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は2時半といたします。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「第1号議会議案 特別委員会設置の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川敦司議員。

○8番（中川敦司君）

中川でございます。

そうしましたら、第1号議会議案、私のほうから説明をさせていただきます。

この今回の3月定例会議フォルダ内にあります第1号議会議案をお開きください。

そうしましたら、説明をさせていただきます。

第1号議会議案、特別委員会設置の件について、提案説明をさせていただきます。

豊能町議会委員会条例第5条の規定に基づく特別委員会を下記のとおり設置することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

令和8年3月24日提出です。

提出者は、豊能町議会議員、私、中川敦司、そして賛同者は、同じく池田忠史議員でございます。

名称は、交通特別委員会で、委員定数は6人です。

設置の目的は、交通事業者への陳情・要望、そして、地域公共交通施策の調査・研究であります。

設置期間につきましては、設置目的の終了まででございます。

提案の理由でございますが、地域公共交通の確保・維持、そして利便性の向上について調査・研究をするため、委員会を設置するものでございます。

バス、電車、タクシーなどの地域公共交通は、住民の、また来訪者の移動手段として地域の暮らし、そして経済を支える重要な基盤であります。しかし、全国的に問題になっておりますが、本町におきましても、人口減少による利用者数の減少や運転士不足などにより、減便や廃線が起こっている状況でございます。

町におかれましては、この状況に対する施策をいろいろ検討され、令和8年度当初予算にも計上されておりますが、議会といたしましても、町とともに地域公共交通を持続可能なものとしゆく調査・研究のため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第1号議会議案の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、どうかよろしく御審議いただき、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第1号議会議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました交通特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、交通特別委員会委員に、西美江議員、内田香織議員、林和利議員、高野光一議員、池田忠史議員、才脇明美議員、以上6名を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を交通特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました交通特別委員会委員の互選により、委員長に池田忠史議員、副委員長に林和利議員が選出されまし

た。

秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

動議を出したいと思いますが、お願いいたします。

令和8年度豊能町一般会計予算に伴う付帯決議をお願いします。

○議長（永並 啓君）

ただいま秋元美智子議員から、令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議がございました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

秋元美智子議員の付帯決議の動議に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永並 啓君）

起立多数であります。

動議に所定の賛成者がおりますので、成りいたしました。

この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま秋元美智子議員ほか1名の方から、「第2号議会議案 令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

よって、第2号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第2号議会議案 令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

秋元美智子議員。

○12番（秋元美智子君）

第2号議会議案、令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議。

上記の議案を別紙のとおり、豊能町議会会議規則（平成3年豊能町議会規則第1号）第10号の規定により提出させていただきます。

令和8年3月24日提出。

提出者、豊能町議会議員、秋元美智子、賛成者、同内田香織。

提案理由ですが、Side Booksに入っておりますので、よろしく願いいたします。

令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議。

令和8年度豊能町一般会計予算は可決された。町の将来を左右する重要事業や、これまで予算を認めてきたのにもかかわらず進捗が不十分な事業について、下記の事業の遂行に当たり、記載内容の検討・実施を求めます。

「学校施設等跡地利活用検討事業」

旧小学校跡地の利活用は、限られた土地資源を有効活用する観点からも、町の将来に大きく影響する重要課題である。しかし近年、プロポーザルや指定管理者募集において、応募が1者にとどまる事例が見受けられ、競争性や比較検討の確保に課題がある。

調査や提案段階においては、一定の費用を要しても多くの事業者の参画を促すことが重要であり、複数の視点からの検討により、新たなニーズや魅力の発掘が期待される。

よって、調査は複数者で実施し、町の考え方や方向性を十分に示しながら事業を推進することを求める。

「子ども・高齢者見守り事業」

本事業は継続事業であるが、見守りタグの配付が十分に進んでおらず、予算上の位置づけも不明確である。子どもの見守りについては、都市部と同様の手法では必要性が限定的である可能性があり、山間部という地域特性を踏まえた具体的リスクを明確化した上で、事業の必要性を検討すべきである。

一方、高齢者の見守りは、認知症による行方不明事案が増加する中で、重要性が高く、本町の地理的条件や高齢者率を踏まえれば、早急な体制整備が必要である。既存の見守りサービスとの役割分担を整理し、教育委員会と生活福祉部が連携して一体的な見守り体制を構築することを求める。

「とよの東学園・とよの西学園運営事業」

義務教育学校としての経費が初めて計上されたが、内容は従来事業が中心であり、特色ある新たな取組や具体性に欠けている。学力向上施策についても、従来の枠を出していない。

全国的に一定規模の学校環境整備が進む中、本町は少人数校を維持する選択をしており、その意義を明確にする特色ある教育が不可欠である。東西の学校に差異が見られない現状では、その意義は十分とは言えない。

今後は、西地区からも通いたいと思われる魅力ある学校づくりが重要であり、正に今が正念場である。抽象的な表現にとどまらず、具体的かつ実効性のある取組を早急に構築することを強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月24日。

豊能町議会。

よろしくお願いたします。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

才脇明美議員。

○6番（才脇明美君）

才脇です。

この付帯決議案に対しまして、3番目のとよの東学園・とよの西学園運営事業について、反対いたします。

義務教育学校として特色ある新たな取組や具体性に欠けているとありますが、新たな取組をスタートした段階であり、その効果や課題を見極めながら充実されるべきであると考えます。

現時点で具体性が十分でないことのみをもって直ちに方向性を限定することは、教育現場の柔軟な運営や創意工夫の余地を狭めるおそれがあると考えます。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございますか。

小寺正人議員。

○11番（小寺正人君）

反対の立場で討論いたします。

3番目のとよの東学園・とよの西学園運営事業に関して、とよの東学園・とよの西学園は義務教育学校で発足しますが、実は地域とともにある学校、すなわちコミュニティ・スクールとしても発足するわけであり。

つまり、学校運営協議会が存在します。学校教育に関して、政治が過度に口出しすることは極力避けるべきであると考えます。

学校運営に関しましては、学校運営協議会が主体的に関与、取り組むべき問題であると考えております。学校運営協議会に任

せるべき問題であると考えています。

以上です。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立 8 : 3）

○議長（永並 啓君）

起立多数であります。

よって、第 2 号議会議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、3 月定例会議に付された事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

3 月定例会議は本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。

よって、3 月定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

3 月定例会議の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、令和 8 年 3 月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本日の追加議案も含めまして、今回の定例会議に御提案をさせていただきました議案につきまして、全て可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

可決をいただきました令和 8 年度の予算につきましても、限られた予算でございま

す。与えられた中で費用対効果、最大限効果が出るよう、そして、持続可能な行財政運営をしっかりと図れるよう、今後この 1 年取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

季節もお彼岸が過ぎまして、豊能町でもようやく暖かさを感じられる気候となっております。また、花粉の飛散のピークの季節でもございます。議員の皆様方におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、3 月定例会議閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

これをもって令和 8 年豊能町議会 3 月定例会議を閉じ、散会といたします。

なお、3 月定例会議の内容は YouTube でも動画配信をしています。皆さんが、投票された議員が議会でどのような発言をしているのか視聴していただくと幸いです。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3 時 26 分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 第4号議案 豊能町環境基金条例制定の件
- 第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件
- 第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例制定の件
- 第7号議案 豊能町職員旅費条例改正の件
- 第8号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例改正の件
- 第9号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第11号議案 豊能町都市公園条例改正の件
- 第12号議案 豊能町都市計画審議会条例改正の件
- 第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例
改正の件
- 第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条
例改正の件
- 第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件
- 第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
の件
- 第18号議案 令和8年度豊能町一般会計予算の件
- 第19号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第20号議案 令和8年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算
の件
- 第21号議案 令和8年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第22号議案 令和8年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第23号議案 令和8年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第25号議案 豊能町立学校給食共同調理場設置条例制定の件
- 第1号議会議案 特別委員会設置の件
- 第2号議会議案 令和8年度豊能町一般会計予算に係る付帯決議

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 9番

同 11番